



名古屋大学
NAGOYA UNIVERSITY

配布先: 文部科学記者会、科学記者会、名古屋教育記者会

2025 年 4 月14日

報道機関 各位

“この法律は、なぜ制定・改正されたの？” ～提案理由を AI が特定・要約する新機能を追加～

【本研究のポイント】

- ・法律が制定・改正された背景事情を知るために、法案の提案理由を AI によって特定し要約した。
- ・2023 年 11 月に名古屋大学が公開した既存の法令データベースに新機能を組み込んで表示するようにした。

【研究概要】

名古屋大学デジタル人文社会科学研究推進センターの佐野 智也 講師は、岩田 直也 准教授、数理・データ科学・人工知能研究センターの駒水 孝裕 准教授らとともに、法律の提案理由を AI によって特定・要約し、名古屋大学が公開している法令データベース(URL: <https://jahis.law.nagoya-u.ac.jp/lawdb/>)で表示する新機能を追加しました。

名古屋大学は、2023 年 11 月に法律と勅令を全文検索できるデータベースを公開しました。このデータベースは、専門家から一般市民まで幅広いユーザーの法情報へのアクセスを支援し、法を調査・理解・活用するための出発点となることを目指しています。しかし、法令本文だけでは内容をすぐに理解することが難しく、特に過去の法令を読む際には、立法目的や立法趣旨といった背景事情の理解が不可欠です。

本研究では、最初に、AI を活用して国会会議録・帝国議会会議録から法案の提案理由を示す該当箇所を特定しました。しかし、会議録中の提案理由の説明は長い場合も多く、非常に読みづらいものです。そこで、要約処理により、読みやすさを大幅に向上させました。データベースでは、要約結果とともに元の発言へのリンクも提供することで、情報の透明性と信頼性を確保しています。

この新機能により、利用者は法令の背景情報である立法目的や立法趣旨を容易に把握できるようになり、法令調査・理解のための重要な手がかりを得ることができます。

【研究背景と内容】

名古屋大学は、2023 年 11 月に法律と勅令を全文検索できるデータベースを公開しました。このデータベースは、専門家から一般市民まで幅広いユーザーの法情報へのアクセスを支援し、法を調査・理解・活用するための出発点となることを目指しています。しかし、法令本文だけでは内容をすぐに理解することが難しく、特に過去の法令を読む際には、立法目的や立法趣旨といった背景事情の理解が不可欠です。

背景事情としての立法目的や立法趣旨は、法令自体に必ずしも記載されておらず、記載されていてもその内容は限定的です。また、法令の公布に伴ってそれらが公式に示されることもほとんどありません。そこで本研究では、国会会議録・帝国議会会議録から法案の提案理由を特定し、要約して表示する機能を実装しました。

一般的に、法案の提案理由はその法案が議題になった際に説明がなされますが、会議録中のどの発言が該当するかは必ずしも明確ではありません。そのため、まず該当の発言を会議録から特定する作業が必要となります。

最初のアプローチとして、初回の会議録で法律名と「提案」「理由」というキーワードで検索を行い、該当箇所を絞り込みました。しかし、この方法では「外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。外務大臣より提案理由の説明を聴取いたします。」のような議事進行の発言も条件に当てはまってしまいます。そこで、個々の発言が提案理由であるかどうかを AI に判定させることにしました。

この方法で提案理由が見つけれなかった場合は、初回の会議録の全文を AI に与え、提案理由の発言を分析させました。さらに、この方法でも見つからない場合は、2 回目の会議録の全文を対象に同様の分析を行いました。この段階的なアプローチにより、法令データベース内の対象となる法律のうち、96%という高い割合で提案理由を述べている発言の特定に成功しました。

次に、特定した提案理由の発言を生成 AI によって約 300 字に要約しました。会議録中の提案理由の説明は長い場合も多く、発言をそのまま表示することは、幅広いユーザーが利用することを想定すると、適当ではありません。特に帝国議会の会議録は文語体で記録されているため、そのままでは利用者にとって非常に読みづらいものです。要約処理により、文語体の会議録は現代語に変換されるため、読みやすさが大幅に向上しています。データベースでは、要約結果とともに元の発言へのリンクも提供することで、情報の透明性と信頼性を確保しています。この二段階の情報提供により、利用者は法令の背景情報を効率的かつ正確に把握することが可能となっています。

沿革

会議録

リンク

提案理由 (AIによる要約)

戦後、日本は「酔っぱらい天国」と呼ばれ、公共の場所での迷惑行為や酒に起因する犯罪が増加傾向にある。また、酒乱による家庭内の問題も後を絶たない。現行法では対応が不十分であり、特に東京オリンピックを控え、国際社会の一員として相応しい対応が求められている。近年、市民団体による酔っぱらい追放運動も活発化しており、世論の関心も高まっている。このような状況を踏まえ、飲酒の強要などの悪習を排除し、適切な飲酒マナーを確立するとともに、過度の飲酒がもたらす害悪を防止するため、総合的かつ効果的な施策を早急に実施する必要がある。そこで、救護を要する酔客の保護、迷惑行為をする酔客への処罰、アルコール依存症者への医療的支援など、具体的な対策を講じることを目的として本法案を提案する。

参照した発言:

[第38回国会 参議院 地方行政委員会 第15号](#)

審議経過

第38回国会

参議院

法律第百三十三号

酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律の目的を定めることとする。

(節度ある飲酒)

第二条 この法律は、酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律の目的を定めることとする。

(保護)

第三条 警察官は、航空機その他の公共の乗物（以下「公共の場所又は乗物」という。）において、粗野又は、当該酔客の言動、その酔いの程度及び周囲の状況等に照らして、本人のため、及び他の乗客のためと認められるときは、とりあえず救護施設、警察署等の保護するのなければならない。

2 前項の措置をとつた場合においては、警察官は、できるだけすみやかに、当該酔客の下「親族等」という。）にこれを通知し、その者の引取り方について必要な手配をしなければならない。

3 第一項の規定による保護は、責任ある親族等の引取りがない場合においては、二十四時間を超すために必要な限度でなければならない。

4 警察官は、第一項の規定による保護を受けた者の氏名、住所、保護の理由、保護及び引取りの経緯を記録し、その記録を保存しなければならない。

(罰則等)

第四条 警察官は、酒に酔って公衆に迷惑をかける行為を犯した者は、二年以下の懲役又は科料に処する。

2 前項の規定による罰則は、酒に酔って公衆に迷惑をかける行為を犯した者が、その行為により、他人の生命、身体、財産等に重大な損害を加えたときは、五年以下の懲役又は科料に処する。

3 第一項の規定による保護を受けた者が、その保護に従わないときは、二年以下の懲役又は科料に処する。

第五条 警察官は、前条第一項の罪を現に犯している者を発見したときは、その者の言動を記録し、その記録を保存しなければならない。

2 前項の規定による警察官の制止を受けた者が、その制止に従わないで前条第一項の罪を犯したときは、二年以下の懲役又は科料に処する。

ポイント1: AIによる要約

AIが国会・帝国議会会議録から法案の提案理由を特定し、読みやすく要約してあります。利用者は法令の立法目的や背景をすぐに理解できます。

ポイント2: 元の発言へのリンク

要約の元となった原文を確認でき、検証による透明性と信頼性を確保しています。

【成果の意義】

本研究の成果により、法令データベースの利用者は、法律の背景理解が容易になります。法令条文だけでなく、その立法目的や趣旨を効率的に把握できるようになるため、特に過去の法令について、当時の社会背景や立法意図を理解する手がかりを得ることができます。また、法律専門家でない一般市民でも、法律の基本的な趣旨・目的を理解しやすくなり、法情報へのアクセシビリティが向上します。さらに、AI による要約と原資料(会議録)へのリンクを併せて提供することで、情報の透明性と信頼性を確保しています。

これらの機能により、法令データベースはより実用的なツールとなり、幅広いユーザーの法情報へのアクセスと理解を促進することが期待されます。今後も、法情報の民主化と理解促進のための機能改善を続けていく予定です。

本研究は、名古屋大学未来社会創造機構「2024 年度未来社会創造プロジェクト」の支援のもとで行われたものです。



東海国立大学機構は、岐阜大学と名古屋大学を運営する国立大学法人です。
国際的な競争力向上と地域創生への貢献を両輪とした発展を目指します。

東海国立大学機構 HP <https://www.thers.ac.jp/>

